

鳥取県遊漁船業の適正化に関する協議会の設立について

令和7年3月11日
漁業調整課

令和7年3月18日に、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「法」という。）第28条の規定に基づく協議会を組織することとしました。

この協議会は、県内すべての遊漁船業者が構成員となり、遊漁船業者における利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組を推進するために必要な協議を行い、関係者全員で協力体制やルール等を構築し、遵守していかうとするものです。

なお、この協議会において、鳥取海区漁業調整委員会にも参画していただきたいと考え、会長に構成員として就任していただくよう依頼し、承諾をいただいています。

1 協議会の概要（予定）

- (1) 名 称 鳥取県遊漁船業の適正化に関する協議会
- (2) 目 的 遊漁船業利用者の安全確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組を推進するために必要な協議を行い、関係者全員で協力体制やルール等を構築し、遵守していくことを目的とする。
- (3) 構 成 員 鳥取県知事、鳥取県内の全ての遊漁船業者、沿海漁業協同組合（田後漁協、鳥取県漁協、赤碓町漁協、米子市漁協）、鳥取海区漁業調整委員会会長
- (4) 事 務 局 県水産振興局
- (5) 部会の設置 当協議会に二つの部会を設置
 - 東中部遊漁船部会：岩美町～北栄町に遊漁船の係留場所がある遊漁船業者及び事務局（漁業調整課）
 - 西部遊漁船部会：琴浦町～境港市に遊漁船の係留場所がある遊漁船業者及び事務局（漁業調整課、境港水産事務所）

※部会では、個々の協議案件について具体的な協議や意見交換、安全講習の開催や県からの連絡を実施。
- (6) 主な協議事項
 - ・光力規制、体長制限等の資源管理への協力体制の検討
 - ・遊漁船業を行う際のルール・マナーの設定（白いか釣での船間距離の確保やアンカーの使用方法等）
 - ・地域における出港中止・帰港の判断の統一基準の策定
 - ・利用者の安全確保に必要な営業体制の策定
 - ・海難発生時の連絡・救助体制の構築

2 第1回鳥取県遊漁船業の適正化に関する協議会

- (1) 開催日 令和7年3月18日（火）午後2時から午後3時まで
- (2) 開催場所 倉吉市防災センター 大会議室（倉吉市福守町415-2）
- (3) 議 事
 - 1) 鳥取県遊漁船業の適正化に関する協議会規約（案）について（協議事項）
 - 2) 令和7年度事業計画（案）について（協議事項）
 - 3) その他

（参考）遊漁船業の適正化に関する法律の抜粋

- 第28条 都道府県知事は、遊漁船業における利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組を推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 都道府県知事
 - 二 当該都道府県の区域内の遊漁船業者又は当該遊漁船業者を直接若しくは間接の構成員とする遊漁船業団体（指定団体に限る。）
 - 三 当該都道府県の区域内において漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合又は当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会
 - 四 関係地方公共団体、学識経験者その他の都道府県知事が必要と認める者
 - 3 第一項の規定により協議会を組織する都道府県知事は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。
 - 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
 - 5 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係地方公共団体その他の関係者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
 - 6 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 - 7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。